

介護老人保健施設 和光園

訪問リハビリテーション運営規程

(趣旨)

第1条 医療法人社団醫光会が開設する介護老人保健施設和光園(以下「事業所」という)が実施する指定訪問リハビリテーション(以下「訪問リハビリ」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態ある者(以下「要介護者」という)に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所の従事者は、要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

- 2 訪問リハビリテーションの実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
- 3 訪問リハビリテーションの実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称: 介護老人保健施設和光園 訪問リハビリテーション
- (2) 所在地: 高崎市矢島町449-2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 訪問リハビリの従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者1名(常勤兼務1名)

管理者は、訪問リハビリの従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者の職種及び員数

理学療法士 3 名(常勤兼務 3 名)

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な訪問リハビリを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日: 月曜日から金曜日および第 1・3・5 土曜(午前中)とする。
- (2) 営業時間: 午前9時00分から午後5時30分までとする。
- (3) 上記営業日以外でも利用者の希望があれば相談の上対応する。

(利用料等その他の費用の額)

第7条 訪問リハビリを提供した場合の利用料の額は、別紙2-2(1)の料金表によるものと
し、当該訪問リハビリが法定代理受領サービスである時はその額の1割または2割、
3割とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリに要した交通費は、次の額
を頂戴いたします。

通常の実施地域を越えた地点から片道1km増すごとに 50円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説
明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、高崎市(旧倉渕村・旧榛名町を除く)・前橋市とする。

(相談・苦情処理)

第9条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、訪
問リハビリに係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存
する。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対する訪問リハビリの提供により事故が発生した場合は、速
やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等
に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、そ
の完結の日から5年間保存する。

3 当事業所は、利用者に対する訪問リハビリの提供により賠償すべき事故が発生し
た場合は、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 当事業所は、従業員の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務
体制を整備する。

(1)採用時研修採用後3ヶ月以内

(2)継続研修年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる
ため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者
との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人が定めるものとす
る。

附則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

この規程は、平成27年11月1日から一部改定実施する。

この規程は、平成27年12月1日から一部改定実施する。

この規程は、平成30年4月1日から一部改定実施する。

この規程は、平成30年11月1日から一部改定実施する。

この規程は、平成30年12月1日から一部改定実施する。

この規定は、令和1年5月23日から一部改定実施する。

この規定は、令和 1 年 10 月 1 日から一部改定実施する。

この規定は、令和 2 年 12 月 16 日から一部改定実施する。

この規定は、令和 3 年 1 月 25 日から一部改定実施する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改定実施する。

この規定は、令和 4 年 2 月 1 日から一部改定実施する。

この規定は、令和 5 年 2 月 1 日から一部改定実施する。

この規定は、令和 5 年 3 月 13 日から一部改定実施する。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から一部改定実施する。